

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第三号

平成三十年度埼玉県職員採用初級試験及び平成三十年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

1 試験の名称

- (1) 平成30年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成30年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	13人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)  ○地方公務員法第16条に該当しない者  ○平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	2人	
	総合土木	4人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	○		○	○
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)	○	○	○	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	○		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日(木)及び10月23日(火)から10月25日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月21日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

#### ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

#### イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

### (2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約166,600円（地域手当を含む。）である。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

## 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成31年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成30年5月1日（火）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

### (3) 受付期間

8月15日（水）9時30分から8月27日（月）17時まで

## 9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。